生活のきまり

中学校３年間は、集団生活の中で大人になるために必要な「社会性」を身につける活動の場です

〇自分からあいさつをしよう。
〇きまりを守り、よく考えて行動しよう。
〇すすんで諸活動に取り組み、自己を鍛えよう。
〇仲間の良さを認め、互いに高め合おう。
〇学校の美化・愛護に努め、エネルギー資源の節約に努めよう。

１　学校生活の時間（６限日）

※ □ の時刻にチャイムが鳴ります

８：１５　生徒登校完了

ア　教室で朝読書
イ　全校朝会・生徒朝会
ウ　学年朝会

８：１８　●全校朝会・生徒朝会

学年朝会スタート

朝会のない日は『朝読書』
１８分には全員が開始
自分の座席で静かに読む

●朝学活（学級担任諸連絡）

８：３３　授業準備（移動含む）

８：４０　●チャイム着席を守り学習の準備

１０分休みに準備と移動を行う

１２：３０　●給食準備

ランチの順路を守って移動
【昼の放送】静かに聞く
チャイムが鳴るまで席を立たない
教室を出ない

１２：５５　●昼休み

きまりを守って遊ぶ
体育着に着替える

１３：２５　予鈴

１３：３０　●チャイム着席を守り学習の準備

１０分休みに準備と移動を行う

１５：２０　●清掃

速やかに移動し、丁寧に掃除をする

１５：３５　終学活の準備

１５：４０　●終学活

配布物の受け取り
係や委員会の連絡
学級担任諸連絡

１５：５０　●下校・課外活動

※終学活後は許可なく教室や校舎内に居残らない

１６：４０　●課外活動終了

１８：００　●完全退校

2　身だしなみについて

（1）　制服について

・上下標準学生服（日被連標準学生服認証マーク入り）または紺色標準ブレザーとする。
・スカート以外，ベルトは必ず着用する。
　ベルトの色は白黒紺茶グレーとする。
・学生服の下は白のワイシャツを着用する。
・制服を脱ぐ場合はワイシャツに名札をつける。
・スカートの長さは，ひざがかくれる程度とする。
・ブレザー着用時にはリボンを襟もとに結ぶ
　リボンの色は学年指定とする。

（2）　下着、靴下、防寒着衣について

・T シャツ等の下に着る下着の色の指定はない。
・靴下の色は白黒紺茶グレーとし、ワンポイントまで認める。
　ただし、式典（入学式と卒業式）ではスニーカーズソックスは認めない。
・防寒のため冬期間は黒色のタイツ類の着用を認める。
・制服等の下に着るセーター類は白黒紺茶グレーとし、はみ出さないように着る。

（3）　名札について

・制服には学校指定の名札を左胸ポケットにつける。４隅をきちんと縫い付ける。

（4）　体育着について

・学校指定の体育着を着用する。
・部活動の際に使うＴシャツやジャージ等は、部活動の時間以外は着用しない。
〇体育着への着替えについては次のようにする。
・体育着に着替える必要のある授業の１時間前の休み時間に着替える。
・昼食終了後の昼休みには全員が着替える。
・下校時の服装は体育着でもよい。

（5）　運動靴について

・運動に適した靴で、華美なものは避ける。内履きの色は白黒紺茶グレーを基調とし、赤紐をつける。
・かかと部分に記名する。
　※　靴のかかとを潰してはかないこと

（6）　頭髪について

・染色、脱色、パーマは禁止とする。またワックス等の整髪料は使用しない。
・前髪（額の前）は目にかからない長さとする。また、ヘアピンをしない。（転倒の際の安全確保のため）
・髪が肩にかかる場合はゴムやヘアピンで留める。色は白黒紺茶グレーとする。
・中学生らしい髪型とする。中学生として、世間一般的に常識的な髪型であること。

（7）　カバンについて

・通学カバンは学校指定のカバンとし、校章は必ずつける。見分けをつけるための装飾品は１つまでとする。
・通学カバンは教室のロッカーの上に並べる。
・部活動の用具等を入れるカバンは自由とする。

（8）　その他

・化粧はしない。
・ピアスなどの装飾品、健康グッズ等を身に付けない。
・制汗剤については無香タイプを使用する。

3　私物の管理について

・自分の持ち物には必ず記名する。
・貴重品（高額な現金も）は、登校後に必ず先生に預ける。
・スマホ、ゲーム機、漫画、お菓子など学校生活に不必要なものは絶対に持ってこない。
　※　不要物を持ってきた場合は、保護者から来校してもらい、事情を説明した後、保護者にお返しする。
　※　事情があって携帯電話を学校に所持しなければならない場合は、保護者から担任に連絡のうえ、所定の用紙に必要事項を記入して許可を得る。
・水筒は通年もってきてよい。中身は、水、お茶、スポーツドリンクとする。
・長期休業日や休日の部活動では、ペットボトルも可とする。（熱中症対策のため）

4　校舎・校具の使い方及び環境美化について

・一人一人が校舎の美化を心がけ、公共物を大切に扱う。節電など省エネにも配慮する。
・公共物を破損した場合は、後始末をきちんと行うとともに、担当の先生に報告し、所定の用紙に記入する。
・ピロティーや玄関内であっても、簀子の外では外履きに履き替えて通行する。

5　集団生活について

・お互いを思いやり、楽しい雰囲気の集団をつくっていくように努める。
・他教室への出入りは、原則としてしない。
・他学年の廊下やトイレには、特別な用事がない限り出入りをしない。

6　放課後活動について

・通学カバンや制服などの持ち物は、活動場所（指定された場所）に持っていき、教室には戻らない。
・担当の先生の指示や許可を得て、決められた場所でのみ活動する。
※　用がないのに教室や生徒玄関にたむろせず、速やかに下校すること。

7　欠席・遅刻・早退の連絡について

・事前にわかっている場合には、前日までに学級担任に連絡をする。
・急な欠席や遅刻は、当日の朝に保護者から連絡してもらう。
・遅刻した生徒は登校したらすぐに職員室に立ち寄り、報告してから自教室に行く。
・早退は学級担任に申し出て、許可を得る。

8　昼食について

・スクールランチもしくは弁当とする。
・登校時に購入することは認めるが、登校後に校外に出て購入することは認めない。
・購入する場合は「パン」もしくは「ごはん類」とする。授業日に持参する飲み物は水、お茶、スポーツドリンクとし、ペットボトルは不可とする。

9　昼休みの遊びについて

・晴れた日はグラウンドで活動してよい。
・体育館は学年で決められた曜日のみ活動できる。
・廊下を走るような遊びはしない。

１０　自転車通学について

・許可区域

長潟（46）丸潟（47）中島１、２、３、４丁目（51 区、59 区）上、中、下早通地区（43 区、44 区、45 区）早通団地除く　茅野山地区（41 区）大月２、３丁目

・許可条件

① 改造された自転車ではなく、ライトが正常に点灯する

② 防犯登録がされている

③ 学校が発行するステッカーをつける

④ 道路交通法で定められている規則を必ず守る

⑤ ヘルメットを必ず着用する

⑥ 保険に加入している

※違反が度重なる場合には自転車通学を停止する

・風雨の時は雨具を着用する。

・指定された自転車置き場を使用し、施錠する。

・ヘルメット、雨具は指定された場所に置く。

・積雪時や凍結時には自転車通学を停止する。

１１　冬期間のきまりについて

・校舎内に雪を持ち込まないこと。防寒着やカバンの雪は玄関ではらう。

・下足箱に入らない防寒靴は下駄箱の上に置く。

・体育館で行う集会時に防寒着の着用を認める。

・膝掛けは座席で使用する。

・マフラーや手袋などの防寒具は室内では着用しない。

・冬期間（12 月～3 月）は教室でトランプなどができる。

１２　その他、学校外の生活について

・法に触れる行為は絶対にしない。

〇万引き　〇飲酒　〇喫煙　〇窃盗　〇ネット犯罪　〇火遊び　〇建造物侵入　など

・通信機器は保護者の責任のもとで正しく取り扱うこと。使用時間、使用料金などに制限を設けるなど保護者ときちんとした約束をする。

・ネットを利用して見ず知らずの人と交信しない。

・悪意のある書き込みや実名や写真を無断で載せない。

※通信機能付きのゲーム機も同様。

・外出する際は、華美な服装を避け、生徒証明書を携行する。行き先、同伴者、帰宅時間を家人に伝えておく。暗くなる前に帰路につく。

・生徒同士で次の場所への出入りは禁止とする。

① ゲームセンター（大型店舗内のそれも含む）

② カラオケ店

③ インターネットカフェ

④ その他遊技場の類

・生徒同士の外泊はしない

・生徒同士のおごり合い、お金の貸し借り、物の売買はしない

・交通ルールを守り、交通安全を心がける。

・登下校で寄り道をしない。

・できるだけ明るい道を選び、複数人で下校する。

・万が一不審者に遭遇したら、次のようにする

① 大声を出して逃げる。

② 近所の家に逃げ込む。（ガソリンスタンドやコンビニなどでもよい）

③ 警察に通報し、その後学校にも連絡する。

・他の学校へは生徒同士で行かないこと。

・卒業した小学校にも許可なく入らない。

Ｒ３年度　校則一部改訂　　Ｒ４年度　施行

※　３年毎に校則見直し委員会（特設）を組織し、見直しを図る